

品川区災害弔慰金等支給審査委員の委嘱および 品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定について

1 趣旨

発災時に円滑に弔慰金等を支給できる体制を整えるため、「品川区災害弔慰金の支給等に関する条例」の改正および審査委員会の設置を行い、審査委員の委嘱を行う。

また、「災害弔慰金の支給に関する法律」（以下「法律」という。）で定める遺族において、災害弔慰金を受給する者がいない場合に限り、同性パートナーへ災害弔慰金を支給できるよう「品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定する。

2 審査委員の委嘱

（1）審査委員

医師 2 人、弁護士 3 人、品川区防災まちづくり部長

（2）任期

2 年以内とし、再任は妨げない。

（3）スケジュール

9 月 1 日 委嘱

3 要綱の制定

（1）目的

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の趣旨を踏まえ、パートナーシップ関係の相手方への災害弔慰金の支給に関して必要な事項を定める。

（2）支給対象者

災害により死亡した区民の死亡当時、以下の要件を満たすパートナーシップ関係の相手方とする。

【要件】

東京都のパートナーシップ宣誓を行っていること。

※ただし、死亡した区民の遺族に法律に基づいて災害弔慰金が支給されている場合、同性パートナーへは支給しない。

（3）支給額

法律で定める支給額と同額。

- ・生計維持者が死亡した場合 500 万円
- ・その他の者が死亡した場合 250 万円

（4）スケジュール

10 月 1 日 要綱制定、公表